平成20(2008)年度 NGO·外務省定期協議会第3回ODA政策協議会

日 時: 平成21 (2009) 年3月6日 (金) 13:00~15:15

会 場:(財)神戸YMCA 301号室

□司会

これより2008年度、第3回ODA政策協議会を始めたいと思います。本日司会はNGO側ということで私、関西NGO協議会提言専門委員で、このODA政策協議会のNGO側のコーディネーターを勤めさせていただいております加藤が務めたいと思います。よろしくお願いします。

NGO側が司会を担当する時はサブの議事進行役ということで外務省の方からもご担当 いただくということで、本日は国際協力局の小田審議官がご担当いただくということにな っております。よろしくお願いします。

本来であれば一人ひとり自己紹介をということなんでしょうけれど、時間が限られておりますので、お手元の資料の中に、本日は総計46名ということになっておりますけれど、参加者のリストがございます。席に名札があったと思いますので、それを付けていただいて進めていくということですので、もし親しくお話をということであれば、この会議が終わりました後、3時から交流会もございますので、またその時にお声がけなどしていただければと思います。

本日会議を進めて行く上でいくつかの注意点を申し上げます。まずこの会議、逐語の議事録を取りまして公開、ということになっております。そのため録音をしながら進行しておりますので、ご発言の際はお手を挙げていただき、司会が指名しましたら、マイクを通じてご自分のお名前を名乗っていただいて、ご発言をいただくようにお願いしたいと思います。また資料の末尾に黄色い紙が入っているかと思います。この会議、アンケートをとっております。是非お答えいただいて今後のODA政策協議会、NGO・外務省定期協議会の充実した運営にご協力いただければと思っています。よろしくお願いします。

それでは早速、内容に入ってまいりたいと思います。まず始めに開会の挨拶としまして、 関西NGO協議会代表理事の藤野さんからご挨拶をいただきます。

□藤野

皆さん、こんにちは。足元の悪い中、わざわざ神戸にたくさん集まっていただきどうもありがとうございます。今回の会議につきましては関西NGO協議会の方で担当させていただくということで、久しぶりの地方での開催ということになりました。新神戸から近いということもあって、足はそれほど不便ということはなかったと思うのですが、ちょっと雨が想定外でしたので申しわけございませんでした。この年度最後の会ということで、こちらは政策協議のほうでございますけれど、この後で連携のほうも行われるということで、両方兼ねてご出席の方もおいでかと思います。1年を振り返るにはちょうどいいんじゃないかと思って、色々と準備をしてまいりました。今の時期になって新年度につけての事も見えてきたわけですけれど、ODAの予算の方も若干減額ということも聞こえております。そして昨日今日のニュースを見ていますと、例の定額給付金というんでしょうか。そうい

ったものが配られるような話も聞こえてきているんですが、私たちもそういうものを聞きながら世界の状況と私たちの足元の状況、そういったものを比べていく中で、あのお金、どこにどういうふうに使ったらいいんでしょうかね、ということも大変気になっているんですけれど、一部私たち仲間の中では、私たちNGOやNPOの活動に使ったらどうかということで、一つの受け皿を作っていったらどうか、なんていう話も出てきたりしています。そういった声が出てきたときに、たくさんの人が反応してくださるのかどうか。そういったときに、逆にそれが景気の刺激策になるのかということは分かりませんけれど、そんなことも感じつつ、あのニュースを受け止めているところです。

先週実は私、海外にちょっと1週間ほど出ていたんですけれど、その行った先、首都だったんですけれど、あちらこちらにODAのマークが、道路工事のところであるとか、橋であるとか、色々な建物のところについていて、日本の協力というのがこの町にはたくさん知られているんだと思って、大変印象深く思ったわけです。そしてまたJICAさんの事務所をお尋ねしたんですが、日本のNGOが30ほどネットワークを作って活動している、ということで、そういった部分においてODAとNGOの連携というのも以前に比べて大変進んでいるなあ、ということも感じつつ、日本の協力が世界に通じていくということが進んでいるじゃないかと、心強く思ったわけです。

世界の不況がその国にも及んでおりまして、繊維産業なんかの雇用が大変厳しくなっている。近隣の国から安い農産物が入ってきて、地元の産業にダメージを与えているとかいうことになってきますと、単に一国だけで景気がどうだこうだというのではなくて、これからは考えていかないと、世界の皆さんの生活の確保は大変難しいということを感じるような思いになります。ですから一つひとつのODAのありようであるとか、私たちの国から発信する色々な政策のありようが単に一つの政策だけではなくて、これから私たちが目指す社会全体がどういったものを考えていかなければならないか、ということを考えていく、そういう時期に来ているのかな。ですから今日私たちは2つの会議の中で、ODAに関してのこと、また私たちとODAの関係の中で連携を色々考えていくわけですけれど、そこがあまり小さな所に収まらずに、今私が申し上げたような、社会全体がどっちの方に向いていくのかということを見据えた上で、足元のそういう問題について考えを及ぼしていくことが必要ではないかということを感じながら、その国の滞在を過ごしてきたわけです。今日2つの会がございますけれど、その中身が充実したものになって、新年度に向けて、また新しいスタートがきれることを願って開会の挨拶とさせて頂きたいと思います。皆様の活発な議論を期待しております。どうもありがとうございます。

□司会

事前にご案内をしておくべきだと思ったのですが、本日の全体スケジュールといいますか、時間割を申し上げたいと思います。既に始まっておりますが、ODA政策協議会が午後1時から午後3時まで、3時から4時まで交流会をこの会場で行います。そのあと4時から6時まで連携推進委員会という日程になっております。大変強行軍でございますけれど、よろしくお願いします。

それでは早速内容に入ってまいりたいと思います。

2. 報告事項で、3月12日から13日まで行われる援助効果向上の実施にかかるアジア地域ワークショップ開催についてということで、外務省国際協力局総合計画課長の牛尾さ

んの方からよろしくお願いします。

□牛尾

総合計画課長の牛尾でございます。どうぞよろしくお願いします。私はこの局に来て2ヶ月くらいでございます。まず援助効果向上の実施にかかるアジア地域ワークショップについてご報告させて頂きたいと思います。

このワークショップですが、3月の12日から13日までマニラで開かれます。趣旨は 何だというと、実はアクラ・ハイレベル・フォーラムというのが去年ございまして、要は 援助協調ということで色々な枠組みを作った。一つは何かというとドナー同士のお金が無 駄にならないように協調する。援助協調で一番重要なのは、開発の効果を上げる。アウト プットを見ていく。アウトプットを見ていってインプットの調整、それがだぶらないよう にとか、相手国のオーナーシップを高めるという一つの原則があって、相手国の制度を使 うなりなんなりしてやりましょうということです。調達の制度とか法律なんかも、相手国 の制度に従ってやろうかという話です。こういうことによって、途上国のオーナーシップ を高めるということでございます。日本としては趣旨には賛成していまして、できるとこ ろは協力するということでございます。協力するというか、合意しているんでやらなきゃ いけないということなんですが、一番問題なのは、途上国側の意識と制度です。制度を作 るといっても、制度がなかったりする。会計監査の制度とか、調達の制度とかも整ってい ない。というような話があって、キャパビルをやらなきゃならないな、と言うことでござ います。とりあえずそういう問題意識で、一体どうやってキャパビルを行っていくかとい う会議を、援助をやっている主体全部に参加していただいてやろう、ということで組まれ ております。従って全部の主体というのは、ドナー側からは国際開発金融機関、世銀、A DB、あるいは国連機関であるUNDP、日本またアジアのパートナー国からは省庁、議 会関係者、それに加えCSOも参加して行います。もう一つはアクラ・ハイレベル・フォ ーラムのもう一つの特徴は、シビル・ソサエティー・オーガナイゼンション (CSO)、N GOを含む市民社会の代表を交えてやるという趣旨が貫徹されていて、この会議の前にC SO主催の会もある、ということでございます。

ちなみに日本側からの参加者は、もちろん外務省からは当課の首席事務官が参加し、C SOからは JVCの高橋さんも出られるということでございます。内容についてはまだ1週間ありますので、まだ詰めているところでございます。是非いいインプットをいただければと思っております。ちなみにドナー同士の会議も、12日~13日にやりまして、これについては JICAの方からDACを見ているパリの富本所長等々が来られるということで、日本としてはできるだけ積極的に参加していきたいと思っている次第です。以上でございます。

□司会

報告事項ということであまり時間は取っていないのですが、こういった点について確認 しておきたい等々ございましたら、いかがでしょうか。外務省側、何か補足がございます か。

□牛尾

この会議の仕上げとして何が出てくるかというと、アジア太平洋地域における開発効果 向上に向けた能力向上プログラム、CDDEというのを作ります。内容はどんな感じのものかというと、相互学習の促進、要は経験のある国と経験のない国同士を組み合わせて、お互いの情報交換をやったり、南南協力のようなものをやるシステムを作る。後は相談事、分からないことを、経験のないところでやらなきゃならないので、UNDPが中心になって色々相談を受ける、窓口を作るといったようなことが中心になっているということです。こういうシステムを作るというのは初めてのことなので色々混乱はあるかと思いますけれど、途上国の現状を考えると作ってやらざるを得ない、むしろ早くやらなければならないということだと思います。

□司会

一点だけ質問をお受けしたいと思います。

□大橋

JANICの大橋でございます。今回のことでも、私どもの仲間の高橋さんが参加されると伺っておりまして、ご配慮ありがとうございます。ただ今後こういうことがどんなふうに起きてくるのか。課長がおっしゃっていたようにCSOとしても参画をしていくということになると思うので、必ずしも日本が全てイニシアティブをとるわけではないでしょうけれど、もうちょっと前広に教えていただくなり、今後こういうことが起きそうだぞと、やっぱりCSOが必ず参加するんだからこんなふうに用意しておけよ、というようなことを、なるべく前広に教えていただきましたら比較的準備ができると思いますのでよろしくお願いします。

□牛尾

是非そうさせていただきたいと思います。これに限らず、やっぱりNGOと接触をする機会を作らなければならないなと思っていますので、情報の共有ということはやらせて頂きたいと思います。

□司会

これで報告事項は終わりたいと思います。次に協議事項に入ります。本日は3つございます。後の時間というのもありますので、今までのような時間延長はできないと思いますので、できるだけ発言者の方においては趣旨を明確に簡潔にお述べいただけるようにお願いします。まず始めに、「ODA政策の協議・合意プロセスについて一「ODA政策策定委員会<仮称>」設置の提案一」ということで、AMネットの神田さん、ODA改革ネットワーク関西の馬谷さんから議題のご説明等をお願いします。

□馬谷

ODA改革ネットワーク関西の馬谷です。資料の1-1というのを見てください。私の 方からは議題に挙げたい理由3.の部分を触れて、後は神田さんの方にバトンタッチしま すので簡単に説明します。

ここに順番に書いていますけれど、世界的に援助の枠組みが大変動せざるを得ないだろ うというふうに外務省の方でもお思いかと思いますが、私たちも思っております。諸外国 の今の経済政策がどんな形で決まるかというふうなのを私なりに見ますと、少なくとも一 つ言えるのは、すごくスピードアップしているな。政策決定のスピードが今まで以上に上 がっていくだろう。日本はやや遅いのかもしれませんが、日本もいずれそうなるのではな いか、そうならざるをえないのではないと思います。そうしますと、ODA政策の合意形 成のプロセスが益々短縮されて、協議の意義が薄れていくというふうなことを私は警戒し ております。中期政策のときにそれがどうだったかということで資料として付けました。 皆さん経験された方がたくさんおられると思いますので簡単に、この日付だけを見ていけ ば思い起こしていただけるかと思いますが、ちなみに公聴会は、大阪で04年の12月1 6日、東京で21日にありまして、翌年の2月3日に中期政策の公表と同時に意見募集の 結果についてということで42ページにわたる報告といいますか、フィードバックが流さ れました。これは当時の自治体などを含めた行政機関が、パブリックコメントに対してど ういった形でフィードバックしたかというものと比べたら、私は個人的には、よくがんば って作られたなと思いました。担当者は大変だった。過労死水準を越えていたのではない かと思うのですが、そのようにして作られたものが、政府案と同時に発表するということ もあって、果たしてそれが市民的な議論に生かされたか、これは非常に疑問に思っていま す。これから中期政策を決めるんだろうと思います。全然そういうことをされないのかど うか知りませんが、ODA大綱の改定も通常でしたら迫っていると思います。その時の合 意形成のプロセスをより良いものにする必要があると思います。現状で考えますと、その 時々の課題、中期政策とかODA大綱の改定に対して、パブリックコメントをやったり公 聴会をやったりといった従来の対応では、基本的に無理があるのではないかというふうに 思います。

それが今回の共同提案ということで、常設の政策検討の場を持つということを出させていただいた理由であります。案としては後ほど神田さんの方から詳しくお話があると思いますが、2ページに設置要項案を書いています。かなり細かい部分まで案、イメージを出していますので、それの良し悪し、できる理由できない理由というものをこの場で是非議論させて頂きたいと思います。なお外務省への事前質問については、今日の時点で事前のご回答は無かった、ということがあります。質問事項が多いですから、この場で一つひとつ回答いただくのは時間が非常にもったいないので、文書で後日いただければ結構です。大体の検討はされている部分がほとんどかと思いますので、1週間後までに文書でいただければとお願いして、神田さんのほうにバトンタッチします。

□神田

AMネットの神田と申します。今馬谷さんが提案されたところを少し補足していきます。資料1-2と1-3というペーパーを付けております。資料の1-2は、私自身この2年間 "国際協力に関する有識者会議"という会議でお世話になって、外務省に隔月で伺って ODA政策の議論に入っておりました。14名の委員の方が2時間半で議論するということですから、非常な力仕事で、意見を言うにも大変な場でありましたけれど、一度NGO側からプレゼンテーションをということでやったのが、この資料であります。NGOから出ている熊岡(路矢)さんと時間を半々に分けてやったものの、私の方の資料です。この

当時既に新自由主義の弊害、南北格差の増大、それに対するODAの重要性が非常に高まっているということ。一方では日本の社会はこれに対して非常に冷ややかであるというふうなこと。それを克服するためにということで、いくつか提案させていただいたつもりではあります。これは参考に見ていただいて、くどくどと説明はしませんけれど、"国際協力に関する有識者会議"に出ていても思ったことは、限られた人間だけで公共政策を議論することの限界。それから閉空間です、"国際協力に関する有識者会議"は、冒頭、私など公開でとか、議事録を逐語で出すことなど申し上げましたけれど、いくばくかの委員の方の反対でそれもできなかったこともあります。その結果、要約した議事録しか見られませんし、誰が何を言っているかも分からないし、そこには十分な、他の方々の参加というのが見込めない。会議の場で必要とされる方は来られるということはあるんですが、そこは非常に残念であったと思っています。ですから2月9日にあった最後の会議で、私以外にも3名の委員の方が、もう少し開かれた場をとか、市民フォーラムというふうなアイデアですとか、東京だけで議論するのではなくて各地を巡回するとかいうような案を口々に述べられていたことも、印象的でありました。

要は公共政策、ODAもその大事な一つでありますけれど、これを一部行政だけが作っていくという時代は、とうに過ぎ去っていると思っています。当然これを立案しまとめていく責任は行政のほうにあるかもしれませんが、そこに対しては色々な立場の方々が参画するという工夫が必要なのではないか。それは先ほど馬谷さんも言われましたけれど、ODAの中期政策の改定とか、ODA大綱の改定とかの時に見られたようなプロセスというのは、当時の水準からいえば公共政策立案の公開と市民参加というようなことが、ある程度担保されていたということで評価はしております。この辺は資料1-3というところに、ちょっとバラバラにいろんな公共政策の立案プロセスを乱雑に整理したものではありますが、ODA大綱から始まってODA関係が5項目、国の公共政策が1つ、右の2つは、私が暮らしております岐阜県西南部の小さな人口29000人の町で最近公共政策を立案するということで住民参画ということが非常に担保されだしているという、東京から遠く離れた小さな町でも公共政策というのは行政だけではなくて、住民と手を携えて作るということが当然視されてきているということの、若干の紹介ではあります。

そういった流れから言いまして、あるいはまたODA自体が広く支持を得るということを考えていけば、広く開かれた場でそのことを議論して成案を作っていくというプロセスが必要じゃないか。大綱や中期政策の改定の場で行われたプロセスが、外務省でどのように共有されているかということに関する懸念というのがございます。パブリックコメントの結果というのがこういうふうに公表されますというのがさっき馬谷さんからもありましたけれど、その細かなところまでそれが継承されているのかということ。仮にこれが継承されていたら、当時の水準で今回改定するときなんかもそこまでは担保されるだろうと思うんですが、しかし往々にして文書化されていないことですとか、制度化されていないことに関しての継承は、どんな組織であっても難しいということがあって、担当者の意向によって、その時々の政治の流れによって、影響されるんじゃないかという懸念なんかもあります。

そこで今回思い切って提案させていただいたのが、この資料1-1の2ページにありますODA政策策定委員会、仮称ですが、というようなものを常設したらどうかというアイデアです。ODA政策の中でおそらく一番市民参画というものが担保されてきたのは、J

ICA、JBICの環境社会配慮ガイドラインの策定ではないかと思っております。原案の策定段階からNGOが参画し、そこが開かれた場になっていくということがすでに経験として行われているということがありますので、ODA政策すべからくにおいて、こういうことをやるのは可能ではないかということでもあります。今のタイミングというのは何度も申しますように、予定通りにいけば、もうそろそろ中期政策の改定時期に来ている。早晩ODA大綱の改定時期も迎えるということ。これは5年程度で中期政策は改定する。大綱は10年程度でということで申し送りがあったと思います。その時期が来るというだけではなくて、馬谷さんがおっしゃってしましたように、極端な言い方をすれば世界の構造自体が今大変革期に来ている。その中でODAはどうあるべきかというのが、5年前、10年前に想定されていたようなあり方から大きく見直していく必要がある、ということもあって、今現在こういうことが必要だと提案させていただいた次第であります。

少し詳しく見ていただきますと、この仮称の委員会の特徴というのは、委員は公募して作るけれども、委員は責任を持ってそれを遂行することが任務であって、委員が全てを決めるということを想定しない。なるべく多くの方が参加できるという空間を作っていって、例えば委員以外の人もオブザーバーとして参画できるという場を作っていくと、非常に多様な意見がODA政策に盛り込めるんじゃないかと思います。往々にして公共政策を策定するときには、専門性を重視しがちでありますけれど、専門性と対極にあるような素人というとおかしいですが、全く素人の人の意見も入れ込むということが、案外その政策自体を豊かにしていくんじゃないかと、私自身、地元の自治基本条例の策定作業に係わっていて、公募委員の中で色々な方がいらっしゃる中で、時間をかければそれが上手く収斂する可能性の高いということなんかも色々経験しております。ODAなども、極端な話、ODAなんか止めてしまえ、というような人なんかも、そういったところに足を運んでもらって、議論に参画していただくというプロセスがあれば、止めろと言う方々が、なぜそういう論を持っておられるかということが、もっと推進したいと言われる方たちと共有していけるというふうなことから、政策の幅というものを持たせるんじゃないという期待もあります。

何も外務省で全てをおやりになる必要はないと思いますので、事務局なんかは外部に委託されたら、こういったようなことはより良い形で実現できるのではないか。ここは別にコンサルでも結構ですし、NGOやNPOに委託するという手もあると思います。現在こういう公共立案なんかに参画しようというようなNPOが少しずつ増えてきているという現状もございますので、そういったことで、開かれたプロセスで委員を決め、さらに委員会自体が開かれた形で行われていき、ODA政策の根幹というものが作られていけば、今以上により良いODA政策ができるであろう。また今以上に多くの方に支持されるODA政策になっていくんじゃないかという期待を込めてのものであります。

個々の文章を読むことは避けますけれど、こういったことに関しまして、外務省の方で 諾否、今直ぐには難しくても、将来検討課題に値するなということでありましたら、その 検討するプロセスなんかをまた協議させていただければ、こういった場で継続してお話が できるんじゃないかという期待もありますので、是非前向きな検討を期待しております。

□司会

今色々なコメントがありましたけれど、このODA政策策定委員会という構想に対して

の諾否、また外務省側から見て、こういった点がポイントとして検討されるべきではないか、そういったことについて伺いたいということでありましたけれど、外務省側からコメントをよろしくお願いします。

□牛尾

どうもありがとうございました。中期政策をどうするのかというお話。22年度中には いずれかのタイミングでやらなきゃいけないなという意識にはなっております。要は全局 対応でやらなきゃならない力仕事でして、どのタイミングでというのも色々日程を考えて やらざるをえないなと思っています。一応3、5年後を目処に改定ですからぼつぼつ22 年度中にはやらなきゃいけないことです。いつの時期かということはまだ決定していない けれど、やらなきゃならないことであるのは確かです。いただいたご提案については、前 のプロセスが確実に継承されていて、おっしゃられた通り、最低限、前にやったことは確 保するということで、それはご安心ください。前のやつをどう評価するのか、パブリック コメントなんですけれど、やって良かったと思っていますが、それ以上にやっぱり意見の 聞き方、反映のさせ方を考えなければならないという意識はあって、じゃあ具体的にどう やるのかという話なんですが、ちょっとこの場では回答するに至っていなくて、少なくと も、考えて頂きたいのは、最低限、前回のやつは確保されているということだけはご認識 ください。こんなことを言ってはなんですが、私が課長をやっている限りは、それは大丈 夫だと。政治の状況とおっしゃられましたけれど、政治の方も全然変わってきまして、逆 に外務省の取り組みは甘いぞと。もっとちゃんとNGOと話しなさいというのが、民主党 のみならず自民党もそうですから、そういう意味では政治のほうはあまりご心配なさらな いで良いのではないか。他の国なんかを見ても、やっぱりもうちょっとNGOが参加して いますよね。こういうプロセスに。それなんかも見ながら我々もなるべくNGOの意見も そうですし、NGO以外の国民の声もある程度聞いて作っていかないといけないと思って います。従ってこういうかっちりした場で諾否という話もあるんですけれど、もうちょっ と接触をする機会を増やして意見交換をやっていかないと駄目かなと思っております。こ ういうかっちりした形を一年に1回2回やって議論が尽きるのかと、それぞれ事情もあり ますから、他の場も色々設けることも考えなきゃならないと私は思っております。

今申し上げられるのはその位ですけれど、少なくとも我々の方は、最低限前回やったプロセスは維持する。プラス、どうやってもっと良くやっていくのか。馬谷さんが言われたような話を、どうやって作っていくのかということも、色々相談しながらやっていきたいと思います。

□神田

幾つがありますけれど、最低限、前回の中期政策の改定プロセスは担保するという話がありました。その中で奇しくも牛尾課長が言われていた、私が課長である限りは、という辺りが、言葉尻を捉えるわけではないんですけれど、担当者の方が替わられたら別の意向が出てくるのかなという懸念がありますけれど、その辺りは、外務省の総合計画課の方できちんと継承されていると考えたいと思います。ただパブリックコメントにつきましては、馬谷さんの方からもありましたけれども、いきなりこういうふうなことで対比表が出てきて、もう決まりましたよというふうな格好になった、というようなことを改善するという

ような余地はあるだろうというようなことも、細かにご相談する機会が設けられればという思いがあります。

政治との関係で懸念を表明したという理由は、資料の1-3に記しております、淀川流 域整備基本計画というのがございます。神戸は淀川流域ではないんですが、淀川の水をこ この上水に使っているという意味では広義の淀川流域に位置するところではありますけれ ど、この基本計画を作る際に、淀川水系流域委員会というものを国土交通省が主導して作 られました。2003年に淀川流域で開かれた第3回世界水フォーラムという大きな国際 会議の前にこれが作られて、そして国交省の人たちは、こういった公共政策のプロセスが 非常に優れたものであるというふうなことを宣伝されて、私はその時、(第3回世界水フォ ーラム)事務局に入っておりましたもので、国交省の人たちと一緒にこの委員会を宣伝す る立場にいて、全国各地を回っていたことがあります。主に京都で開かれた水フォーラム において、国交省は「こういった合意プロセスを日本では作っているんだ」ということを 大々的に宣伝されて、各地に行きますと、例えば九州なんかでは「ダムを強行に建設する というケースがあるのに、どうして近畿とはこう違うんだ」という話もありました。しか し、これは正に政治状況だったと思うんですけれど、淀川水系流域委員会が非常に開かれ たプロセスを取るということは、結局は合意に時間を要するということで、それがコスト 高だという批判を国会でされるようになってきた。これは、この委員会が原則、ダムとい う日本の地域の政治の根幹に係わるような事業に対してノーという結果を突きつけたとい うこともあったがために、そういう逆バネが働きだして、この委員会に対して東京の方で バッシングが始まった、なんてことがございました。そのために当初あった、非常に開か れていたプロセスで行われていたこの委員会自体が一旦解散し、改めてやるときには随分 当初とは様子を異にする形になっていったというようなことなんかが頭にあります。です から、常に東京にいらして政治との距離というものも十分に考えていらっしゃるがために、 そうであると言われるのかもしれませんが、ODAなんかでも、主要なODA受け取り国 なんかの政治状況が変わったときに日本のODA政策なんかはどうなるのか。外交政策の 中で翻弄される恐れはないのかというような懸念があるものですから、カチッとしたもの を作るというようなことを、私なんかはより重要ではないかと思うところです。ですから 今言っても「来年の中期政策の改定までにそんなことは難しいよ」というようなことがあ りましても、先を睨んで、中期政策の改定プロセスにおいては、その一歩、原初的なプロ セスというものを考えてみて、何年か先、次の大綱の改定のときには、そういったものが 出来ていくよというふうな、段階を一緒に考えていけたらなと思いますし、それをぜひ制 度化するというようなことを、ODA政策に比較的永きに渡ってNGO側から係わってき た私なんかは、切望する次第です。

□牛尾

神田さん、おっしゃる通りだと思いますけれども、徐々にご相談しながらということは やりたいと思っていて、1回の会議だけでどうのこうのという話じゃないんで、こちらか らご相談する場というのを一緒に考えていきたいかなと思っています。少なくとも私が言 いたいことは、後ろ向きではなくて、こういうことはできることからやっていく。こちら にも色々制約があって出来ない事情というのはご存知だと思いますけれども、出来るとこ ろからやっていくということで対処したいと思っています。政治の状況は、私もそう言わ れるとお答えに窮してしまうところがありますけれど、とにかく前向きにやりたいと私自 身思っていますし、神田さんも出ておられた有識者会議でももう少しNGOというものに 光を当ててやらなきゃいけないという話も出ていますので、中期政策について言えば、前 の担保でいいのかという話し合いは本当にやらなきゃいけないなと思っています。

□司会

議題提案者の方からまだありませんか。

□馬谷

委員会の話しとはちょっと違うんですが「2009年度の国際協力重点方針」は大体決まっているみたいな話になっているんでしょうか。文書による答えはまた別として、ちょっとその分だけ。

□牛尾

今作業をしております。一応来年度初頭を目処に、大臣から発表という形を考えております。傾向で言うと、内容的にはどういうことかというと、国際公約が色々あって、国際公約の中で一番やんなきゃいけない当面のやつは、サミットとTICADIVです。これを達成するということを前提として、ODA供与額の目標額を定めていくというプロセスをやっています。アジアなんかは金融危機があるので配慮しなければいけないなと思っていますが、アフリカ重視という視点は出てくるんだろうと。政策的にも、MDGsの話とかそこらへんが書いてあるということ。パキスタンやアフガニスタン、ある意味出さなきゃいけない役割もあるものですから、そこらへん重視の話ですとか、そういう話は書いてあるということでございます。クールアース・パートナーシップはずっとやっていくということで。2つの意味があって、政策的にどういうコミットメントがあってどうやっていくか。それが大綱と中期政策にどういう関係があるのか、ということが分かり易いような形で出てくることと、ODA供与額の目標額というものを公表するということがこれの趣旨。来年度初頭には、大臣のご決裁を得て発表するということでございます。

□司会

この「ODA政策策定委員会<仮称>」というプランなんですけれど、外務省とNGOの間だけという問題ではなくて、市民参加という問題の中で、NGO側の中でも色々なお考えであるとか、こういう発想を持っているとかいうことがあると思います。是非この機会ですので、1つ叩き台が出ているということもありますので、外務省とNGOの議題提案者との間の意見交換というだけじゃなく、もしよろしければNGO側の皆さんからも少しこういったプランについて、こういうふうに思うとか、私はこういうふうに考えているとかのコメントがあれば、若干お受けできると思うのですが。

□後藤

一市民の後藤です。先ほど神田さんからODAなんかいらないんじゃないかと思っている人がいるんじゃないか、とおっしゃいましたけれど、私もその1人です。なぜならば、ODAでやるよりもODA以外の国の様々な政策のほうが、特に経済政策・軍事政策のほ

うが遥かに、本来の目的である欠乏や貧困といった問題を解決するには有用であるからだ と思います。一刻も早くODAを必要としなくすることの方が一番大事だと考えておりま す。特に私が申し上げたいのは、この提案の意味、背景に、なんのためにやるかという正 当性の問題を1つ補足したいと思います。それは日本国憲法にちゃんと、日本国がどうい う態度で国際的に接するべきかということが書いてありますので、むしろ今の国際情勢か ら考えると、平気で他国を侵略したり、それに対して平気で正当化するような国会議決が なされたりすることを懸念しております。ですので、政策の公開性を担保するということ は、何が正しいことなのか、ということを議論を通じて、必ずしもODA政策だけじゃな くて、そういうことを通じて最も正しいやり方というものを明らかにすることが一番大切 です。正しいということは自国のことだけではなく、国際的な公平性を担保するとか、欠 乏と貧困をなくすとか、最も懸念されるところから対処されているかどうかの説明責任を 担保すべきであると考えます。ので、その重要性において、プロセスを大事にするという ことは、プロセスを通じて本当に大事なことは何か、明らかにすることが一番大切だと考 えます。もし、間違ったやり方とか、正しくない方向、あくまでも憲法の規定に関して正 しい正しくないということですが、そういうことをされると多大な努力が逆に貧困を助長 するような努力になりかねないからであります。ですからより正しい選択があるかという ことの説明責任を果たすことを最大限の目標にすべきと考えます。もし逆に閉鎖性をやり たいと思われるなら、たとえば郵政の民営化の問題にしろ、後で怪しい問題を指摘されか ねませんので、正に、そういうことが起こっているということは、少なくとも一部の人と でそういうようなことがあって、個人の利益のためにしようとさせられた不幸な出来事が たくさんあるというふうに考える。それを防ぐためにも公開性を担保にすべきだと思いま す。

□司会

公共政策を考えていく、議論していくプロセスの中で、そこを公開していく中で、どういった点、どういった価値観を持って望んでいくかというコメントであったと思いますけれど、これに対して、外務省側、NGO側、何かコメントはありませんか。なければ、私から一点、質問させて頂きたいと思います。事前質問のところで、文書で1週間後というようなことを言われていたと思うのですが、これに対して外務省側から、出していただけるのかコメントを頂きたいと思うのですが。

□小田

硬い話で恐縮なんですけれど、政策協議会というのは情報交換とか意見交換をする場だというふうに認識しています。要するにここで意見を交換する。それを多くの人が聞いているという場であって、質問状をもらって、それについて紙で回答をよこせというような場ではないんだろうと思いますので、頂いている事前の質問については、ここで時間が許せばこちらからも回答する。それについてまたご意見があればしていただく、というプロセスがこの場なんじゃないでしょうか。

□西井

名古屋NGOセンターの西井です。コーディネーターをやらせていただいています。今

小田審議官の言われたこと。若干NGO側の認識とズレがあるんじゃないかなというふうに思いました。もちろんここは情報交換、議論の場ではあるんですけれど、それはODA政策協議会というのは、より良いODAのあり方について意見を交換してそれをまた反映する1つのきっかけにしてもらう場としての狙いがあってやっております。そのために事前にNGO側から議題を提案して、事前質問をその中に盛り込んで、なるべく事前に回答を頂いて、その回答を持ってここでの議論をより活発なものにしていこうということでやっているかと思います。ですので、できる限り事前に頂きたいというのが私たちの希望であり、事前の準備会合なんかでもお願いしていたかと思います。当日お答えを頂いても、即座にNGO側の方で、それを議論に巻き込んでより活発な議論に持っていくということは、時間が限られているものですから、できるだけ事前に頂きたいというのが私たちの希望なんです。今回、事前にいただけなかったということで、議題提案者の方から1週間以内に答えてくださいという要望をおっしゃられたのではないかと思います。

この辺、私たちの方と外務省さんの方との認識の違いを修正が必要ではないかと思います。

□馬谷

補足というわけではないのですが、議題の時間配分のことがあったんで、それで私は文書でということを言った、1つの側面があります。ここに書いてある4番の項目を見ていただきたいんですけれど、性格の違うものがたくさん入っています。だから審議官が言われたように、その場で議論するのが適当なものもあります。しかし例えば、麻生さんがダボス会議で表明したアジア経済支援のODA概要、なんてものは、説明していただくには時間がもったいないから、表一枚くらいでもかまわないので、それをパッと配っていただけたら、それで済む話ですよね。そういうことをちゃんと準備してほしいということが1つです。例えばトップに書いているような継承性と評価云々というようなことは、先ほど課長の方から明確な答えを頂きましたから、それでいいんですけれど、だからこちらも事前質問の性格によって、文書一枚で済むではないかという部分は頂戴よ、ということなんです。

□小田

資料程度で良いものであれば、既存のものがあれば、直ぐに出しますし、紙がないものであれば、ここでお答えするということだろうと思いますので、いついつまでに出せというようなやり方はどうかな、と。ですから、紙で用意できるものであれば、別に持ってきてお配りすることはやぶさかではない。残った時間がもしあれば、頂いている質問で答えられるものがあれば、こちらから答えますけれど。

□牛尾

だからアジアへの支援策は直ぐに答えられるので、時間があれば答えますが。

□小田

文書で用意できるものはお渡ししますが、意見交換すべき対象のものは文書で出すより も、この場で意見交換をした方がなじむと思います。だから例えばアジアへの支援策です か。文書で出せるものがもしあれば、お渡しします。

□司会

それでよろしいですか。

□神田

大分前にこれを出すということでお出ししていますので、いっぱい書いていますのでなかなか意見交換するのか、文書で出せるのかの吟味が大変なんでしょうけれど、私どももこれは文書で出せるでしょうから文書でくださいと注釈がつけられればいいのでしょうけれど、その辺りは期限を切るなと言われましたけれど、今日が期限なんです。そういうルールでやっていますので、その辺は少し外務省の方で、これから吟味して、ペーパーになっている物に関しては、少なくとも当日までに頂くということであれば、より豊かな議論ができるんじゃないかなという思いはしますので、ちょっと一言申し添えさせていただきます。

□司会

司会、コーディネーターの視点から言えば、この事前質問というのは基本的に、ODA政策協議会当日というのは時間的な制約もありまして、できるだけこの場では中身のある議論をしたいなというのが、外務省側NGO側双方の希望としてありましたので、そのために事前に双方で共有しておくことのできるような事実関係の確認であるとかは、できるだけ事前質問という形でこちらから出させていただいて、それを提供していただいた上で議論したいという意図かと思います。そういった意味で、本日の議題に関しても、ただいま話をさせていただいたところで言うと、NGO側と外務省側に少し認識のズレがあったかなというところもありましたので、議事運営の立場から申し上げれば、その辺のすり合わせをより一層していきたいなと思っております。

本題の議題のほうなんですけれど、これに関しては、私が聞いている限りであると、今後も少し具体的な議論のプロセスを増やしていって、双方プランを出しながら話をしていきたいということであろうかと思うのですが、そんなところでよろしいでしょうか。今後この課題については、話をしていくということで、次の議題のほうに移っていきたいと思います。

(2)「「平和と繁栄の回廊」が占領政策、とりわけ違法入植地存続を促進する危険等について」ということについて、パレスチナの平和を考える会の役重さんから議題のご説明、 提案をお願いいたします。

□役重

パレスチナの平和を考える会の役重です。時間が限られておりますのでもう一々細かくは説明しません。一昨年の7月にこのODA政策協議会で、この回廊構想について取り上げていますが、その後フィージビリティ・スタディがかなり進んでいますので、そうした進展を踏まえた上での議論を再度したいと思います。また、前回の議論以降、現地のNGO等からこの構想についての批判が繰り返し出ています。今日資料で配布していますが、これまで出てきている批判と同趣旨の批判が、今度はより広いNGOの枠組みの連名で出

てきています。なぜ、繰り返しこうした声が出て来るかというと、これまでの批判に対して、誠実な、少なくとも現地の声を挙げている人々が納得できる形での対応がなされていないからだと思います。

僕はぜひ外務省の方々に考えて頂きたいのは、この間のガザにおける大虐殺で明らかになったように、そもそもオスロプロセスで前提とされてきた枠組みが今根本的な見直しを求められているということです。とりわけこれまでのODA政策を含めて日本の外交中東政策には、パレスチナ自治政府だけを窓口にして、パレスチナの人々の全面的な代表として交渉していれば、物事は上手く進むんだという前提があったと思います。それが今、それでは成り立たないということを示しているのが、この間の状況だと思います。ODA政策についても当てはまる話だと思います。

そうしたことも踏まえたうえで、5分ほどで結構ですので、この間のプロジェクトの進 歩状況について説明していだきたいと思います。

□司会

まずは、これまでのプロジェクトの進捗状況について説明願いたいということですね。

□鈴木

外務省の国際協力局国別開発協力第2課の鈴木と申します。パレスチナを含めた中東を 担当しています。今日はよろしくお願いします。

私の方から簡略に、「平和と繁栄の回廊」構想について、これまでの動きを話したいと思います。今日、ここにいらっしゃる方の中には、パレスチナと言われてもちょっと詳しくないんですと言われる方もいらっしゃると思いますので簡単にご説明申し上げます。パレスチナがどこにあるかはご存知と思いますが、ヨルダン西岸地区とガザ地区とに分かれておりまして、広さから言いますと西岸地区は三重県くらいの大きさしかありません。また、ガザ地区は種子島くらいの大きさです。非常に小さな所なんですけれど、日本政府は、中東の中でもパレスチナには非常に重点を置いて援助をしてきております。これまでで、10億ドルくらいの援助になっております。

「平和と繁栄の回廊」構想についてでございますけれども、きっかけは2006年7月に小泉総理(当時)が中東を訪問した際に、将来のイスラエル・パレスチナの共存共栄に向け、域内の人々に信頼をもたらし、希望を与える、日本としての中長期的取り組みとして提唱したのが始まりでございます。具体的にどういう内容かと申しますと、主に2点ございまして、1つは、ヨルダン西岸に農産業団地を建設するとともに、ヨルダン西岸からヨルダンを通って湾岸諸国などに向けた物流を促進したい、それと共にパレスチナ経済の自立化に寄与したいという大きな1つの目標がございます。もう1つは、今回の回廊構想を通じて、日本のODAを使ったりしながら、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンにも入ってもらって地域協力を進めて行くという2つの目的から開始されております。

具体的には、2006年7月に小泉総理(当時)から話がありまして、その年の11月にもう現地に調査団を派遣して、農産業団地や水環境整備に関する開発調査と農業分野の技術協力などの案件の形成を始めました。2007年の3月には、東京において、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン、我が国の閣僚レベルでの4者協議を開催して、ここで具体的に政府のハイレベルで回廊構想の立ち上げを行ったわけです。同じく2007年の6月

には、少しレベルを下げて、事務レベルでの会合をヨルダンにおいて開催いたしております。その年の8月には第2回目の閣僚会議を行いまして、ヨルダン西岸にジェリコという県があるんですが、同県の南部に農産業団地を建設するということで合意しています。10月には第2回目の事務レベル会合を行って、農産業団地を具体的にジェリコのどこに建設するのかを決めております。2007年12月には第3回目の事務レベル会合、2008年の4月には第4回目の事務レベル会合を開催した経緯がございます。最近では、昨年の7月に、東京において、第3回閣僚級会議を開催して、それまでの成果をレビューすると同時に、回廊構想を今後どのように進めていくかについて合意しております。

それが今までの経緯ということなんですけれど、いずれにしましても「平和と繁栄の回廊」構想というのは、非常にチャレンジングなプロジェクトでありまして、私たちとしても色々な制約がある中で具体的な案件を進めることによって、イスラエルとパレスチナの共存共栄、2国間構想を実現したい、それと共に域内の信頼醸成に努めたいということでございます。「平和と繁栄の回廊」構想と申しますと、農産業団地というふうに思われがちですけれど、つい最近も無償資金協力で2件ほど協力しております。1つはジェリコという市内の道路整備計画で、昨年の12月に正式に交換公文に署名して動き出しております。もう1つは、つい最近ですけれど、2月下旬に交換公文に署名したヨルダンの西岸のパレスチナ自治区のいくつかの県における学校建設計画です。このように、色々な形で「平和と繁栄の回廊」構想をやってみようということで頑張っております。また、3月2日には、エジプトで、ガザ地区復興のためということで、パレスチナ経済支援に関する国際会議がございまして、日本は、当面2億ドルの対パレスチナ支援を実施していくこと、そのうち、特に6000万ドルはガザ地区に対する緊急の人道・復旧支援として実施していくことを表明しております。以上簡単でございますけれど、最近の動きでございます。

□司会

まず、外務省鈴木さんの方からご説明いただきました。

□役重

質問の方に入っていきたいと思いますが、まず、先ほども言いましたが、現地から「平和と繁栄の回廊」に対する批判の声が出ています。その中でもとりわけ大きな意味を持っているのが、2007年11月にヨルダン渓谷地域の9つの自治体首長の連名で出された声明です。資料の中に日本語の抄訳があります。ヨルダン渓谷には確か15でしたか16でしたか、自治体があるはずですが、その中の半数以上の自治体がこのJICAのプロジェクトの進め方に対して異議を申し立てているわけです。これに関して、まずJICAとしてどのような対応をされたのか、それについてお答え願えればと思います。

□鈴木

今日はJICAから成瀬さんに来ていただいておりますので、成瀬さんの方から説明していただきたいと思います。成瀬さんはつい1年くらい前までパレスチナのJICAの事務所長をなさっており、現地の状況に詳しい方ですので、十分な説明をなさってくださると思います。

□成瀬

役重さん、お初にお目にかかれるんですけれど、質問に答える前に、日本の市民社会の 方からパレスチナ問題に関しての関心が高まっていることはいい傾向だと思います。パレ スチナ問題をまず知ることが第一歩。非常に根の深い問題ですから、これを解決していく ためには即効性のあるものは正直言って、現地でずって見させていただいて、なかなかあ りません。でも少しずつ世界の、日本の影響力はあると思っていますので、関心を高めて いくことが第一歩だと思っています。私も青年海外協力隊でシリアに行って、その後民間 でイラクに行って戦争に遭ったり、その後エジプトに3年行って、パレスチナには6年と いうことで、合計12年もアラブにいますから、実は思い入れは多分役重さんのように強 いんだと思います。

この問題に関してしゃべり始めると止まらないと思います。これはJICAを代表するというよりは、思いいれが強い故に、成瀬のコメントというふうになっちゃう可能性があるんですけれど、自制しながらご質問に答えていきたいと思います。

2007年11月の声明についてですけれど、ジェリコ県には17の自治体があります。 そちらの方から文書を頂いたのは事実です。その時、我々の受け止め方というのは、実は ジェリコでJICAが積極的に人を入れて活動し始めたのは2006年に入ってからなん です。皆さんご承知のように技術協力というのは技術移転、人を育てるというのがメイン の仕事、活動なんです。それをやりながら彼らが力を付けたあかつきに、今度は彼らを支 援した形で形にしていきましょう、というプロセスを踏んでいくものなんです。ですから 2007年11月の段階では、残念ながら色々住民との対話を重ねていきながらも、まだ 形になるものはできていなかったというのが現実です。ただ、2007年11月にその紙 を頂いて、私どもの方から直ぐに職員を派遣しました。これは申すまでも無くJICAの フィロソフィーというのが人間の安全保障であり、やっぱりコミュニティに着目する、そ の人たちの任意を拾っていくというのが、緒方理事長の元での我々の使命ですから、早速 ながら住民集会をさせて頂きました。その中で、話をしてみれば「なんだ、そういうこと だったのか」という誤解もずいぶんクリアになりました。我々の方からも、それを契機に して、なるべく多くの住民対話をしていくということを心がけています。その前後もやっ ていたんですが、始まったばかりということもあって、県全体まで我々の存在が認知され ていたかというと、まだそこまでいっていなかったのかもしれません。例えば廃棄物の維 持管理の技術協力プロジェクトなんかをやっていますけれど、これは延べで200回以上 の住民集会をやりました。17の自治体から上がってきた要望書の中には、色々なことを 早くやってくれという文書もありました。その時にちょうどコミュニティエンパワメント という、コミュニティを底上げしていくような技術協力もちょっとその前から始まったば っかりだったんですけれど、住民集会を重ねてどういうものを皆さんが希望しているか聞 き取りました。約100位のものが上がってきました。中にはプールバーと言ってビリヤ ードをやるような所を作ってくれというような話もあったのですが、そういうのも全部入 れると約100で、ざっと見積もっても相当のお金がかかる。ご承知のように技術協力で できるお金というのはそんな大きなお金じゃありません。ですからその中から確かりつだ ったと思うのですが、住民集会を繰り返しながら、かつ我々の中でもプライオリティの高 い物ということで、9つほど選ばせていただいて、それを今は実施しています。例えばス クールバスが欲しいというところがありましたので、占領地ですと学校まで遠いのです。

ですからスクールバスを調達して、今はそれで子ども達は学校に通っている。今までは学校まで何時間も歩いて行ったところが、バスで簡単に行けるようになった。実は調達は大変でした。ナンバープレートをイスラエルの承認を取らないと取れないということがありましたので、我々もイスラエル側と交渉を重ねながら、最終的にはそれをゲットしています。住民集会ができるような場所。これもすごく苦労しました。市地区にあるようなところではイスラエルが恒久的な建物を作ることを禁止するんです。それをなんとか工夫を凝らして作ることで随分苦労しましたけれど、これもやっています。ですから9つの内のいくつかは、すでに実施されて形になっていまして、ですから私は思うのです。1年前に私は帰って来ていますから、この1年の間は私自身としては密に住民とコミュニケーションが取れているわけじゃあないんですけれど、今は皆さんの方から、そういったことに対して感謝の気持ちと我々を理解していただける気持ちは伝え聞いております。

□役重

私は昨年の9月にヨルダン渓谷に行ってきまして、9つの自治体の首長の中のお一人の 方からお話を伺ってきたりもしました。その他関係者にも話を聞いたんですが、その印象 では、今の成瀬さんから聞いた話とは大分違い、2007年11月の声明で表明された現 地の不満は今でも解消されていないというように思いました。時間が限られているので、 次のテーマに移って行きたいと思います。

農産業団地計画と入植地の関係に関してです。これについては、事前質問で細かく問題点を書いたんですが、解答をいただけていないので、まずは事前質問の5番から始めたいと思います。農産業団地計画のフィージビリティ・スタディのフェーズ1の報告書がJICAのウェブの方に上がっていまして、その中で、自由貿易協定、自由貿易ゾーンについての提案がなされています。そこで外国からの投資を促し、外国の企業を導入していくということになると思うのですが、その外国の中にイスラエルの企業が含まれるのでしょうか。もし含まれるのであれば、その企業が入植地の産業に係わっているような場合、自由貿易ゾーンを通じて農産業団地と入植地の産業が結びついてしまう可能性があります。そうしますと、回廊構想そのものが、国際法上の違法性を帯びてくるという問題が出てくると思います。その辺りを具体的にどうクリアしようとなさっているのでしょうか。例えば国際法の専門家をチームの中に加えた上でこうした検討をされているのかどうか、この点についてお答えいただければと思います。

それと、フェーズ2の報告書がいつできるかということもお答えいただきたいと思います。

□鈴木

ご質問、ありがとうございます。まず第一に申し上げたいことは、農産業団地への投資企業については、パレスチナ側が責任を持って検討すべき事項であるということです。確かに入植地があるのは事実なんですけれど、私たちの考えている回廊構想というのは、ユダヤ人の入植地における生産活動を利するためのものではなくて、農業分野を中心としたパレスチナの建設的発展とパレスチナ人の自立のために実施するものだというのが基本的な考えでございます。他方もう1つ重要なことは、さっきの事柄と関連するんですけれど、農産業団地が今後出来た場合、オーナーシップというのは日本ではなくてパレスチナ側に

あるわけです。従って仮定の話ではございますけれど、今後パレスチナとイスラエルの間で和平プロセスが進んで、パレスチナ側の方がオーケーというのであれば、イスラエルの企業も入るということも排除されないだろうと思います。重要なことは、あくまでもパレスチナ側が農産業団地への投資企業を決めるんだというのが、私の考えでございます。

□役重

ここで重要なのが、パレスチナ側というのが何を指すかということです。自治政府を指して言われているのだと思いますが、この間の批判の声も自治政府から出てきているわけではないんです。回廊構想にイスラエル企業が係わってくるとなれば、当然、自治政府以外のセクター、ハマースやその他無党派のNGOなどからかなり厳しい批判が出てくることが予想されます。それに対して、日本がお金を出しているプロジェクトであるのに、これはまず自治政府が主体だから日本は関係ない、自治政府が入植地の違法性に関しては関知しないと言っているから自分たちも関知しないという話にはならないと思います。

このことに関して、もう一点お訊ねします。事前質問の7で書いたことです。報告書のなかで、農産業団地のセキュリティチェックに関して第三国の民間法人等を導入してはどうか、という話を出されているわけですが、これに関しても、もしかしたら自治政府は「いいでしょう」と言うかもしれません。しかし基本的にパレスチナの土地の上でパレスチナ人のためのプロジェクトをやるために、なぜ第三国の警備会社を導入しなければならないのでしょうか。これは多くのパレスチナ人が当然感じる疑問だと思います。そのようなことを日本の援助プロジェクトの中で、率先して提案を出していくと、パレスチナとイスラエルの2国間交渉を先取りする内容になってしまう危険が非常に大きいように思います。

質問の趣旨は、農産業団地が孕む違法性、つまり、入植地との関係、あるいは、セキュリティチェックの導入の問題に関しては、自治政府だけが了解すればよいということですまされる問題ではないという認識を外務省の方でしっかり持っていただきたいというように思うのですが、いかがでしょうか。それとフェーズ2の報告書は、いつできるんでしょうか。

□鈴木

フェーズ2でございますけれど、現時点ではまだ出来上がっておりません。なるべく早く年度内にはと思っていますが、JICAとも話した上でと思っております。

□成瀬

私も答えていいですか。役重さんのおっしゃっていることは非常に重要なことだと思います。ハマースあるいはファタハ以外のところの民意をどういう形で汲み上げるかという部分ですよね。私は少なくともコミュニティレベルで話をしている時は、そこに集まってくださる方たちはハマース系の人たちとかファタハ系の人たちとか、そういう種分けは全くされていない。コミュニティレベルの集会においては、広く民意を聞いているということはあると思います。後はデシジョンメーカーはどうかという話なんですけれど、1回ナジャハ大学に、ナブルスというパレスチナ西岸の北の方にあって、どちらかというと過激派の人たちが多いと言われているところで、ナジャハ大学の学生さんにも、ハマース系の学生もいれば、色々なセクトに属している学生もいると思うんですけれど、そこに行って

大講堂に教授陣と学生を集めて日本の回廊計画はこういう趣旨でやっていますというようなことを話したことがあります。私はその時に、ひょっとしたらすっごい反発があるんじゃないかと、事前の危惧もあったのだけれど、私の説明が終わった後、いくつかの質問はありましたけれど、日本が今やらんとしている姿勢に関してトータルに、それは駄目だ、それは完全にイスラエルを利することになるから駄目という話は正直ありませんでした。ただ、そういうことにならないように十分注意しなければならないということは言うまでもない話で、我々も多分役重さんが、少なくとも私個人においては役重さんが思う以上に、入植者に利する形にこのプロジェクトはなっては絶対にいけない、と思っています。

□小田

パレスチナの問題は成瀬さんがずっと現地におられて非常に難しい問題をよくご存知だ と思います。私のようなパレスチナに実際行ったこともないような人間の話なんですが、 1回目の時だったか2回目の時だったか、加藤さんがODAは誰のためにあるかというこ とで、確かプレゼンされましたよね。その時にも議論させていただいたと思うんですが、 パレスチナということではなくて、要するに我々は政府対政府の仕事、ODAというのは 基本的にはそういう仕事をしていくものだと思っていますから、我々は相手国政府の意思 を尊重するんだと思うんです。相手国政府の中で、政府が民意をどう汲み上げるかという ことは、相手国政府のやるべき仕事だと思います。途上国政府を差し置いて、我々が成り 代わって民意を吸い上げるようなメカニズムを持つのか、というのはなかなか難しいだろ うと思います。NGOの人がそういうことをやるのは問題ないだろうと思います。政府じ やないんだから、政府対政府の関係ではないんですから。NGOの人たちが現地に行って 色々な人たちの話を聞くというのは、もちろん役重さんが仕事を進めるにおいてそういう ことをやられるというのは、そうだろうと思いますが。GGでやっている時に、日本政府、 他の政府もそうでしょうが、パレスチナ自治政府というのを相手にしているということで あれば、まずはパレスチナ自治政府がこのプロジェクトオーナーであるということが第一 にあるんだろうと思います。

口司会

時間が残り少なくなってきたんですが、役重さんから何かコメントがありますか。

□役重

コメントと言いますか、一言だけでもお答えいただきたいと思います。まず、日本のODA政策の中で色々な問題が起きている中で、非常に大きな問題とされてきたことの1つは、相手国政府だけを窓口にしている中で、相手国の中で起きている開発計画に伴う人権侵害に対して日本がどう責任が取れるのかということです。そうした問題は回廊構想においても全く同じことで、これまでのODAの歴史の中で起きてきた問題についての教訓を是非この回廊構想の中でも生かしていかなければならないということです。それともう1つ。相手国政府がオーケーかどうかという話と全く別レベルで、そもそも日本がプロジェクトを行う際に、国際法上、道理にかなっているのかどうかの基準をきちんと、自分たち自身のスタンダードとして持たなければいけないと思います。例えば入植地がこのプロジェクトに関与するとなった場合、自治政府が了承するかどうかの問題以前に、国際法上問

題が出てくるということは明らかだと思います。この点に関して、今、政府対政府の関係を通じてでしか、なかなか話が進められないという話がありましたが、ちょっと僕が提起している問題と次元がずれていると思いましたので、その点に関して一言だけでもお答えいただければと思います。

□司会

それでは時間もちょっと迫っておりますので、これだけお答えということでいいですか。

□鈴木

役重さんの質問にどこまでお答えできるか分かりませんけれど、少なくとも、私たちは、「平和と繁栄のための回廊」構想を入植者のためにやっているのではないこと、パレスチナ人、パレスチナの繁栄のためにやっていること、そういう明確な方針であることはご理解いただきたいと思います。

□司会

ありがとうございます。それでは「平和と繁栄の回廊」構想を巡っての議題を終わりたいと思います。それでは最後の議題となりました(3)の議題、①外国人研修・技能実習制度の推進事業に、外務省のODA予算を支出してきたことの評価、②経済連携協定(EPA)に基づき日本へ受入れる看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修等の事業に、外務省としてODA予算を支出することの妥当性について、ということで、アジア・太平洋人権情報センターの藤本さんからの議題でありますけれど、これに先立ち、コーディネーターの方からコメントがあるそうなのでよろしくお願いします。

□西井

この議題案について議題の調整をしました西井です。見ていただくとお分かりのように、 この議題は2つに分かれております。当初提案させていただいた時の議題案は、これが一 つにまとまっておりまして、外国人研修技能研修制度を実施している国際研修協力機構の 事業、及びこの看護師介護福祉士候補者に対する日本語研修等の事業のために外務省の〇 DA予算を支出することはちょっと問題だという、ちょっと長い議題を提案させていただ きました。それに対して、事前の打ち合わせをおこなうということで準備を進めておりま したけれど、直前、前の日に外務省の方から外国人研修技能実習制度については議題案と して挙げるのは適当ではないのではないかという返答がありまして、その時の理由が、2 008年度以降は予算を支出していないから、という理由であったかと思います。それを 受けまして急遽中身を、外務省が答えやすい、この研修制度についての答えをしていただ けるような議題設定、論点設定ということをおこないまして、今お手元にあるような議題 及び事前の質問というような、論点の提示ということにしたわけです。できるだけ私ども の方は、議題提案者の方の狙い、議論をしたいという意向に添うように外務省と調整をす るわけなんですけれど、この外国人研修技能研修制度に関しては、これから外務省の方で お答えになることが、今までとは違った、変則的な扱いになるのではないかと予想されま 本来ならば、議題提案者の方から提示される、外務省の予算で支出した予算の内容 についての評価とかはお答えできるのではないかと思っておりましたけれど、それもお答

えできないということが事前の調整の中でありまして今日の日を迎えたわけであります。

コーディネーターの議題調整の力量といいますか、問題もあるかと思いますが、このODA政策協議会においては外務省が実施した事業についての議論を深めていくというような狙いでやっておりますので、今回はちょっと残念ではありますけれど、ちょっと変則的な扱いになったことを報告させていただいて、これから議題調整に関しては、私どもも提案者の方の意向に十分添えるように議題案の調整、外務省との調整もやっていきたいと思います。けれど、外務省におきましても、十分このODA政策協議会の狙いについて理解していただいて、提案者の方の議論をしたい、質問に答えてほしい、という要望に添っていただきたいということを一言、コメントさせていただきました。

□司会

では藤本さん、よろしくお願いします。

□藤本

藤本と申します。よろしくお願いします。今コーディネーターの西井さんからいきさつの報告があったと思います。議題提案をしてから外務省に提出された私の議題案がこれではちょっと一部答えられないということから、二度くらい書き直して、できるだけ外務省として答えやすい、あるいは今日の場で議論しやすい角度から議題設定をさせていただきました。それでも直前になって、やっぱり外国人研修制度については、議題に採りあげないということを、コーディネーターの方を通じて、ほんの2日ほど前に伺った次第です。今日正直なところ、ここまでやって答えていただけないのなら、来ても仕方ないのかなと思って参加するのをためらった。しかしこのままでは何一つ問題は解決しているわけではないし、疑問も残っている。そこで、この場を通じて、少しでも建設的な意味で議論ができればと思ってやってまいりました。ということから、一度は拒否された議題ではありますけれど、簡単に趣旨説明をさせていただいて、それから私のポイントを述べたいと思います。

2つ議題があるわけですけれど、制度が2つあることから、分けて書いています。議題の背景として外国人研修・技能研修制度というもの、今日マスメディアの方も来られていますけれど、メディアを通じてこの問題について、後で言うEPAもそうですが、新聞やテレビ、ラジオなどで「見聞きしたことがない」という人がいないくらい、色々な形で報道されています。研修生制度については、日本が技術移転によって途上国における人材育成に貢献することを目的として90年代初頭に創設された制度だとされています。現行では日本で1年間研修、その後2年間は技能実習生として最大3年の間、人づくりに協力することを目的に日本で働く、というシステムです。このシステムの推進のために、1991年に国際研修協力機構、通称JITCOが現在の法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の五省共管によってできました。毎年毎年この研修生は増え続けて、現在7万人くらいが来日しているという統計がでています。

しかしこの制度の受入れ機関(企業)側で、パスポートを取り上げたりとか、労働法規の違反をしたりとか、女性に対してはセクハラとか性暴力など、数多くの人権侵害がおきています。この実態については法務省自らが報告していて、ホームページにも挙げています。資料3-1の2ページに、受入れ機関に対する類型別「不平行為」認知件数の推移と

いう表を載せましたけれど、こういうのが毎年増えていっています。こうしたことについて先ほど言いましたように国内のメディアが色々採りあげて、この制度に大きな問題があるのではないかと指摘しているのですが、これは国内だけではなく国際的にも批判をされているところです。例えばアメリカの国務省は毎年人身売買に関する報告書を出していますけれど 2007 年以来、この研修制度は人身売買の一形態と捉えている。資料 3-1 の 5 ページの下の方に、2008 年 10 月に国連の自由権規約委員会が国際人権規約(自由権規約)の履行状況についての日本政府報告を審査した際に採択された総括所見においても、この制度を改めるようにと勧告している。国内外で批判が集中している制度です。

もう1つ、EPAに基づく日本への看護師・介護福祉士候補者の受け入れについてということですけれど、これは2008年、つまり今年度から始まった制度で、すでにインドネシアの人たちが去年の8月に来日して、今年の5月にはフィリピンの人が来日するであろうということで、最初に6ヶ月間の日本語研修等を行って、その後、来日前に雇用契約を結んだ病院とか介護施設に配置されて決められた年月、看護師の場合は3年、介護福祉士の場合は4年の間に日本の国家資格を取得する。これを目的に研修と就労を行うというシステムです。

以上、議題に関わる問題点として挙げたうえで、具体的に質問したいと思います。まず、 外務省がこれまで研修生制度についてODA予算を支出してこられたと思います。どのく らいの金額にのぼるのかは、私は知りませんけれど、ODA予算を支出してきたことの評 価を伺いたいです。

それからもう一点、EPA(経済連携協定)の方ですけれど、日本の法律に基づく看護師・介護福祉士の資格の取得に必要な技術を修得していく。日本の国家試験に合格するために日本の介護、看護を担う人材として育成するためのプログラムに対して外務省のODA予算を投入することの妥当性について伺いたい。これは日本政府が日本の国家予算を支出するということに対しては、私は別に異存はありません。でも途上国の人材を育成するというのがODAの基本だと私は解釈していますので、日本の介護人材、看護人材を担う人たちを養成する際にODA予算を使うというのは、一体どういうことなのかというのが知りたいわけです。

具体的に伺いたいことですけれど、レジメの3ページに書いています。

外国人研修・技能実習制度についてですけれど、JITCOのホームページを見ますと、少なくとも2007年度にはODA予算で実態調査と指導チームの派遣という2つのプロジェクトをやっていますが、これを外務省はどう評価しているのか。2008年度で外務省はJITOCに対するODA予算をストップされたと聞いていますが、その理由はなんなのか。人権侵害であると以前から言われているなかで、ODA大綱とか様々なODA政策において人間の安全保障とか、人権状況への配慮とかが近年とりわけ強調されて実施されているODAであるにもかかわらず、外務省が内部においてどんな議論をした上で、このODAを供与されてきたのか、ということをお伺いしたいと思います。それからEPAのほうですが、1つはODA予算の内訳をお伺いしたいということと、この事業にODA予算を支出されることの妥当性について伺いたい。こういうことを知ることによって、議論して、お互い納得することによって、ODAの効果的というか、本来の趣旨にあった、そして途上国の発展に繋がるような、人間の安全保障を担保するような、そういう環境が作られるのではないかと思うわけです。そのような趣旨からあえて、もう一度繰り返し、

しつこいと思われるかもしれませんが、議題提案するものです。

□小田

外国人研修・技能実習制度についてのご質問にお答えします。まずこの制度は開発途上 国に技術技能知識の移転を行うことで、途上国の人材を育成するという目的で始められた 制度です。ただODAではないです。ですからこの制度の問題点について議論するという のはこのODA政策協議会のテーマにはなじまない。ここは外務省のODA政策について 意見交換をする場で、ODA政策以外の制度の話ですから、それの意見交換をするのは、 この場にはなじみません、ということでお断りをしたということです。では、そういう制 度に関係している国際研修協力機構JITCOというところがあります。ここはこの制度 の、送り出し国に対する制度の趣旨を説明したり、受け入れ企業が受入れるにあたっての 手続きを支援、特に入国手続き等を代行したり、研修が1年終わった後に技能実習に移行 する際に技能試験というのがあるんですが、それを受験される研修生の世話をしたり、と いうようなことをしているところであります。ここに対して外務省はODA予算を出して いるのは、このけしからん制度に対してODA予算を出したんじゃないかという趣旨だと 思うのですが、私どもが平成19年に出したのは2件の委託調査に対してです。1件はこ ちらにも書いておられますが、開発途上国からの研修生等受け入れに伴う実態調査、これ は中国で行いました。技術技能の移転がなされているかどうかを調査したものです。調査 した結果、帰国した研修生の約8割が元の職場に復帰して、約5割は昇給するというふう なことで、日本で研修を受けた成果というものもある程度現れているのではないかという ことを確認したということでございます。一般競争入札で調査機関を選びましたので、J ITCOを随契で指定したわけではありません。価格競争の結果ここに決まった。もう1 件も、指導チームの派遣、これも価格競争の結果JITCOというところに落ちた。これ はカンボジアにチームを派遣しました。これはカンボジアに送り出し機関というのがあり ます。これはカンボジアに限りません。他の開発途上国にも送り出し機関というのがあっ て、そちらの方にこの制度の趣旨をきちっと説明をする。研修技能実習という制度に沿っ た人を送ってください。この制度は日本側に多々問題があるというのはご指摘の通りです。 これは外務省だけでなく法務省、厚生労働省、経済産業省、関与しているところは承知し ていて、今国会に入管法の改正が提出されていますけれど、送り出し側にも問題がある。 研修という名目で入ってきて、いなくなる。そういう人が多々あります。不法残留をする。 本来なら研修が終わって実習等に受験して残らないといけないんですが、それをしないま ま不法残留をする。いつの間にか失踪してしまう。それは最初からそういう目的で来てい る人もいるかもしれない。それはそちらの方にも問題があって、そうしたことがないよう にと、送り出し機関の方にもお願いをしているということです。この制度に係わるのはO DAではないんです。外務省はあくまで相手国との関係においてこの制度に係わる。国内 における制度は法務省であったり他の4省です。なぜODA予算なのかというと、この制 度は知識技能技術の移転を通じて途上国の人材開発に資する。よってその制度の円滑な推 進というために我々が行った調査なので、ODA予算で支出するのが適切であると判断し たからです。20年度にはJITCOへのODA予算の供与がなくなったのはなぜかとい うことですけれど、委託調査の予定がなかったか、入札した結果他が落札したかというこ とで、別にJITCO決め打ちでお金を出しているわけではないからであります。

次のEPAの関係で日本に来られるインドネシア、フィリピンの看護師さん介護士さん の日本語研修をODA予算で出しているのはなぜか、ということでございますが、インド ネシア、フィリピンとの間の経済連携協定で、看護師さん、介護福祉士さんの候補を受入 れるということになりました。これはフィリピン、インドネシア政府の方から日本の看護 師、介護福祉士のマーケットを開くようにという要求があって、色々皆さんご承知かと思 いますが、国内でそういう人材のマーケットを開くのは難しい問題があるんだと思います が、色々議論があって、人数の制限として2年間で当初は1000人となっていますが、 日本のマーケットを開くということで日本側が対応して、EPAが締結されている。その ため基本的にこれはフィリピン、インドネシアの経済成長とか社会開発とかに資すると、 こういうものなんです。日本側で看護師さんとか介護福祉士さんが不足しているから、日 本がフィリピンやインドネシアに頼んで人を送ってくれと言って、この制度ができたので はなくて、インドネシアやフィリピンの方から日本のマーケットを開いて欲しいと、こう いう要求に応えてできたものです。それでインドネシアやフィリピンの看護師さん介護福 祉士さんが日本に来る。ここで資格を取って経験を積んでもらう。もちろん、フィリピン やインドネシア側の狙いは他にもあるのかもしれませんけれど、いずれにしましても、途 上国側に何かしらのメリットがあって始まった制度です。ただ、これに対してきちっとし た成果を出すためには、看護師さん介護福祉士さん、ともに人を相手にする仕事ですから 日本語が必要なわけです。だったら日本語の研修についてODAでお世話をする。そのこ とにより、より研修が、この制度がスムーズに行く。ということはフィリピンやインドネ シアのために繋がる、ということでODA予算から供与している。こういうことでござい ます。

□司会

ありがとうございます。大分時間が無くなってきましたけれど、今のに対してコメント とかありますか。

□藤本

今お答えいただいて、当初思っていたより具体的に踏み込んでお答えいただきありがとうございます。というのは、1つちょっと驚きだったのですが、議題に採りあげないという理由の中で冒頭におっしゃられた、この研修生制度については、外務省はODAとしてはやっていないということ。私はその理由について間接的にしか聞いていなかったもので、えっ?と思いました。もう一度確認したいんですが、外務省としては、ODAの予算として、これまで実施した2つの調査以外は特におこなったことは無いということですか。それと、たまたま私が見かけたのは2つのプログラムだけなのですが、過去においても無かった、ということなのでしょうか。それとも送り出し国の状況に関する調査がたまたまおこなわれただけということなのでしょうか。

□小田

先ほども言いましたようにこの制度について、制度に対する外務省の関与、技能実習という制度に対する外務省の関与というのは、送り出し国と日本とのインターフェイスの部分に関与しているわけなんです。国内において研修生実習生をどうお世話するかとか、パ

スポートを取り上げられたとかいうような問題にどう対処するかは厚生労働省であったり法務省であったりが所管をしているわけです。ですから制度全体に対する役所の関与ということで言えば、外務省はそのインターフェイスの部分だけです。そして全体もODAという政策ではないわけです。まずはそこをご理解いただきたい。ただし、この制度の趣旨は正に途上国の人材育成にあるわけですから、インターフェイスの部分において、この制度でどういう成果が上がったのかという確認とか、成果が上がっていないというのであれば、何を改善すればいいかということは次に出てくるんでしょうけれど、中国では一応確認が取れた。送り出し国側にも問題がある。それは国内でも知られている話ですので、これについては改善してくれということをお願いする。これは当然外務省のインターフェイス部分での役割です。そして、これがこの制度を円滑にするわけですから、そういった調査ものについてはODA予算から支出するということで問題はないと思います。

ですから今後も他の送り出し国、機関に対してそういうお願いをしなければならない、 実態調査をしなければならないとなったら、それは委託をするかもしれませんし、JIT CO随契というわけではなく、価格競争でやる。成果の確認ということで一度中国でやり ましたけれど、中国が8割ですからね。後はタイ、インドネシア、フィリピンというとこ ろが大所なんで、そういった所に、実態確認とか成果確認に行くかもしれません。その時 はまたODA予算を使うでしょう。でも制度そのものをなんかするということにODA予 算を使うことはないです。

□西井

議題調整にあたったコーディネーターの一人としてちょっと一言。今小田審議官から、これはODAではないということを聞きまして、私もちょっと意外な感じがしました。というのは、この資料にありますように、政府開発援助諸謝金という形で銘打っていますので、当然ODAだろうというふうに、質問された方も私も思った。その部分で誤解なり思い違いが生じたのかもしれません。ここでODAではないということが分かったということは1つの成果でありますし、また私どもの調整の力量の面もあったと思いますが、質問なさった方に対してご迷惑をかけたかもしれません。また外務省の側にも、余分な手間をかけたかもしれません。ですので、調整については外務省とやりとりをしながら詰めていきたいと思いますので。

□藤本

研修生のことについては大枠は理解しました。もう1つEPAのことについてですけれど、ご説明いただいたんですが、相手国の要請に従って日本が受入れた。看護師、介護福祉士の候補者の人を養成する過程で、人材育成というのは日本のためというよりは送り出し国に資することからODAから予算を出している。ここが今ひとつ引っかかります。やっぱり日本としてはあくまでも日本の介護、看護を担う人材を養成していくわけです。お金を出していることが間違っているとは私は言わないですが、ただODA予算で出すことなのかなという、素朴な疑問なんです。日本のための制度だと思っているんですが。財布の出し所がちょっと違うぞという気がするんです。

□小田

短く言いますが、日本の人が裨益するのは間違いないですが、このマーケットをオープンしたのは日本のためというのではなくて、インドネシア、フィリピンからの要求があって、別にインドネシア、フィリピン政府は、日本人の介護をしたいからこの制度を作ってくれと言ったのではなくて、インドネシア人やフィリピン人の働き場所を日本で作りたいということです。フィリピンという国は多くの労働者を海外に送り出して送金を受けているわけですから、そういう場としてフィリピンにいる看護師、介護士を、高齢化である日本に出すことは良いマーケットになるだろうと見込まれたのではないかと思います。ですから市場を開いたのは日本のためではないんです。あくまでもインドネシア、フィリピンのため。この2つのマーケットが開いたということから、今タイとかベトナムからも同様の要求がEPA交渉の中で出てきているわけです。我々が望んでいるんじゃないです。人員不足を補うためにやっているわけではない。

□司会

残り時間がほとんどありませんので、コメントされる方は1分以内でお願いします。

□後藤

なんのためにやっているか。相手国政府ではなくて貧困と欠乏と恐怖にあえぐ人たちのためにやっているわけですから、相手国の政府がその人たちの利益を代表しているとは思わない。日本だって同じことで、一番不況のときに一番欠乏している人が困る制度を、大多数の意見で採っているような今の状況があるわけですから、なんのためにやるかといったら、本当に役に立っているのかということを実証する責任は日本政府であるわけで、それは相手国の政府がどう言おうと関係ない話である。

□司会

最後、藤本さん、コメントありますか。

□藤本

確かに2つの制度の制度設計について非常にまずい点があります。これについては外務省というよりは、予算規模が大きな厚生労働省とか法務省とかの方に大きな責任があると認識しています。ただ1つこの場で出したかったのは、外交交渉の前面に立つ外務省、ODAに関してもやはり調整機能を担っておられる外務省に、あえて出したかったということです。制度設計については、外務省の方も呼ばれていると思いますけれど、3月9日(月曜日)に東京で、関係省庁を交えて在日外国人労働者の問題、とりわけ研修生のことについて色々日本のNGOのネットワークと関係省庁と1日かけて議論されると聞いています。事前質問が提出されているようですが、当日、似たような質問が出ると思います。そのときには是非お答えをお願いしたいと思います。また今日のことについては、参加する人たちに連絡しておきたいと思います。

□司会

それでは協議事項、少し時間が延びてしまいましたけれど、これで3つの協議事項を終

わります。それでは最後になりましたけれど、閉会のご挨拶を外務省参与、NGO大使の 五月女さんよりお願いしたいと思います。

□五月女大使

みなさん、こんにちは。随分長くなってしまったので、簡単に、かつ、この後半でご挨 拶することもあると思いますので、一言だけ申し上げますと、私は14、5年前に初代の 民間援助支援室長になりまして、当時外務省とNGOの関係というのは、このような定期 協力協議というものは全く無くて、個別に会って話しをするということだけだったんです が、やはりこれからの時代は、政府とNGOが連携して、協力しあって国際協力をやらな くちゃならないという時代ではないかということがございまして、私が室長時代にこの会 が始まりました。始まった当時は一緒になってやっていたんですが、それぞれ性格の違う 分野での議論があったほうがいいのではないかということで、途中から外務省とODAの 政策協議と、連携推進というふうに分かれてやりまして、年に1回はみんなでやるという ことで始まったわけです。私の実感としまして、非常にどんどん発展しまして、率直な意 見の交換ができるようになってきたなと、非常に感銘深いものがございます。それから外 務省の人たちも、最初は参加する課長、首席、課長補佐も少なかったんですが、段々問題 点の認識が広がってきたと思いますけれど、非常に多くの部局が絡みまして、そしてかつ NGOの方々も多くの方たちが参加いただいて、非常に充実してきているよう思います。 長い間見てきまして、途中私はザンビアとマラウイ大使として外に出ていたものですから 途中抜けましたけれど、7年前に戻りました時、初代のNGO担当大使ということで始ま りまして、現時点では私は民間の外務省参与ということで、NGO大使の称号をいただい ていますけれど、大学の教官をしながらこの仕事をやっているわけです。

やはり私はどちらの側にというより、むしろ双方の方々がスムーズに意見交換ができる ようなそういうシステムというものを作っていこうという間に立っておりますので、2つ のグループの架け橋というか、そういうことを心がけてやってきております。もちろん多 くの方々、大学で教えていらっしゃる方々もおりますが、若い人たちにNGO活動の重要 性、大切さというものを分かっていただくということで、私も授業でそういうものをやっ ておりますが、やはりこれからの皆さんの役割、外務省の役割は、これからの人たちを育 てていく、理解を深めていくことが非常に大事じゃないか。今日もメディアの方がいらっ しゃるので、オールジャパンというものは、外務省という官と、民のNGOと、企業、大 学、メディアの方々、一緒になって真剣に議論して1つのものを作っていかないと駄目で す。そうじゃないといい成果が現れないと思っております。私はこういう会にずっと6年 間出ておりますけれど、日に日に充実してきている。非常に突っ込んだ議論がされてきて いると思います。そして外務省の方たちもかなりの情報をNGOの方たちに出していると 思います。従いまして建設的な議論がずっとされてきたということは、非常にうれしいこ とだと実感しております。ですからこれからも皆様方が参加するとき、なぜNGOの活動 が大切なのかということを外部の方々、若い人たちに伝えていくことも大事ですし、そし て自分たちの活動を充実させていく。そのためには、それぞれ単独ではできないんだと。 みんなで協力しあってこそいい成果があがるんだということで、政府対NGOではなくて、 政府とNGOの関係、連携していく。一緒に協力しあって1つのプロジェクトを仕上げて いくという方向に進んでいただきたいと思いますし、実際そういう方向に進んでいるとい う気がいたします。

そんなことも感じまして、これからもこういった充実したものが続いていくことを願っております。また後半で申し上げたいこともございますので、前半ではこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます。

□司会

どうもありがとうございました。途中司会の不手際でなかなか皆さんに十分な時間をご提供できずに申しわけありません。時間が押しておりますので、これを持ちまして2008年度第3回ODA政策協議会を終わりたいと思います。この後のことについては、少し関西NGO協議会の事務局の方から連絡があると思いますので、お任せしたいと思います。また黄色いアンケートに是非ご協力いただいて、こちらもお帰りまでに関西NGO協議会の事務局の方にお渡しいただければと思っております。

それではこれを持ちまして終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

以 上